名　称　雄勝船越港西防波堤仮設灯台
位　置
　所在地　宮城県石巻市（船越港西防波堤外端）
　北　緯　三八―三二―〇六
　東　経　一四一―三〇―二三
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　平成二十六年十二月十日

名　称　鷺浦港東防波堤灯台
位　置
　所在地　島根県出雲市（鷺浦港東防波堤外端）
　北　緯　三五―二六―三二
　東　経　一三二―四一―一一
変更した事項
　光　度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
　光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
　高　さ　地上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十六年十二月十日

名　称　西之表港洲之崎防波堤灯台
位　置
　所在地　鹿児島県西之表港（洲之崎防波堤外端）
　北　緯　三〇―四四―〇八
　東　経　一三〇―五九―一九
変更した事項
　灯　質　単閃緑光　毎四秒に一閃光
　光　度　実効光度七八カンデラ
　光達距離　五・〇海里
　高　さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十六年十二月十日

名　称　佐喜浜港沖第二防波堤北灯台
位　置
　所在地　高知県室戸市（佐喜浜港沖第二防波堤北端）
　北　緯　三三―二三―三二
　東　経　一三四―一二―五六
変更した事項
　光　度　実効光度七八カンデラ
　光達距離　五・〇海里
　高　さ　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十六年十二月十一日
記　事　一時光度等変更中のところ光度等変更のうえ復旧

名　称　三重式見港式見防波堤灯台
位　置
　所在地　長崎県三重式見港（防波堤外端）
　北　緯　三二―四七―一〇
　東　経　一二九―四七―一七
　光　度　実効光度七八カンデラ
　光達距離　五・〇海里
　高　さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十六年十二月十一日

○環境省告示第三十号

瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（平成十一年十二月二十七日総理府告示第七十一号）の全部に変更があったので、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第三条第三項の規定に基づき、次のように公表する。

平成二十七年三月十六日

環境大臣　望月　義夫

瀬戸内海環境保全基本計画

第１　序説
　１　計画策定の意義
　２　計画の性格
　３　計画の範囲
　４　計画の期間
第２　計画の目標
　１　沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標
　２　水質の保全及び管理に関する目標
　３　自然景観及び文化的景観の保全に関する目標
　４　水産資源の持続的な利用の確保に関する目標
第３　目標達成のための基本的な施策
　１　沿岸域の環境の保全、再生及び創出
　２　水質の保全及び管理
　３　自然景観及び文化的景観の保全
　４　水産資源の持続的な利用の確保
　５　廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
　６　健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
　７　島しょ部の環境の保全
　８　基盤的な施策
第４　計画の点検
第１　序説
　計画策定の意義
　瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためこの計画を策定するものである。
２　計画の性格
　この計画は、国民に対して瀬戸内海の環境保全の目標を示し、その理解と協力を得て、各種関係法令及び関係計画と連携しつつ、国、地方公共団体及びその他の者がその目標を達成するために講ずべき施策等の基本的方向を明示するとともに、諸施策の実施に当たって指針となるべきものである。
３　計画の範囲
　この計画は、瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等について定める。
４　計画の期間
　この計画の期間は概ね10年とする。また、策定時から概ね５年ごとに、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。
第２　計画の目標
　瀬戸内海は、自然的要素と文化的要素が一体となって形成された内海多島海景観ともいうべき特有の自然景観・文化的景観を有し、貴重な漁業資源の宝庫であり、また、その周辺に産業及び人口が集中し、水産・海運をはじめとした海洋関連産業が盛んな閉鎖性水域であり、その利用も多岐にわたる海域である。
　瀬戸内海の環境保全のためには、こうした特性を踏まえるとともに、水質浄化及び物質循環の機能を有し多様な生物の生息・生育の場となる藻場・干潟等が減少し、また、一定の水質改善が見られる一方で依然として発生する赤潮や貧酸素水塊の対策、円滑な物質循環の確保など、湾・灘ごとや季節ごとの課題に対応する必要がある。
　そこで、この計画の目標については、豊かな生態系サービス（海の恵み）を、国民全体が将来にわたって継続して享受し、かつ、生物が健全に生息・生育している状態に保っていくため、美しい景観・強い・多様な生物の生息・生育の場としての「庭」、漁業生産の場としての「畑」、物流や人流・物質の供給路としての「道」に例えられる多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を目指すものとする。このため、沿岸域の環境、水質等が互いに強く関連し合うことを考慮しつつ、個別目標を次のとおり定める。